

# ハートブリッジ



# 施設紹介

名 称	ハートブリッジ		
設 立	平成15年4月 精神障害者生活訓練施設 開設 平成24年4月 指定障害福祉サービス事業所 移行		
運営事業	自立訓練（生活訓練）事業	（定員	： 10名）
	就労継続支援B型 事業	（定員	： 10名）
	宿泊型自立訓練 事業	（定員	： 20名）
職員数	管理者	1名	
	サービス管理責任者	1名	
	職業指導員	1名	
	地域移行支援員	1名	（管理者兼務含む）
	生活支援員	5名	
営業日	月曜日～土曜日 9：00～17：00 ※但し、国民の祝日、8月15日、12月31日～1月3日を除く ※宿泊型自立訓練は、365日・24時間		
指定協力 病 院	医療法人 清澄会 不破ノ関病院 （精神科、神経内科、心療内科）		

# 自立訓練（生活訓練）事業所

- ◆ 自立訓練（生活訓練）事業所とは・・・  
一定期間を通して、家事全般や金銭管理などの地域生活を営むうえで必要な訓練及び援助を行い、自立への促進を図ることを目的としています。
- ◆ 定員について・・・  
定員は、10名 です。
- ◆ 利用期間について・・・  
標準利用期間は 2年間 です。 ※基準に該当する事由がある場合、3年間です。
- ◆ 利用対象者について・・・  
お住まいの市町村より、障害福祉サービスの『自立訓練（生活訓練）』の支給決定を受けている方。  
※利用にあたっては、住所地の市町村福祉課に申請し、障害福祉サービス受給者証(自立訓練【生活訓練】)の交付を受ける必要があります。  
**利用を希望される方は、まずはご相談ください。**
- ◆ 利用料について・・・
  - ・ 障害者総合支援法上による利用者負担があります。
  - ・ 食費
  - ・ レクリエーション、創作活動、日用品、その他個人に係る費用は実費です。
- ◆ 日中プログラム・・・
  - ①健康管理プログラム（薬や病気・健康に関する講座）
  - ②コミュニケーションプログラム（SST、発声練習、コミュニケーションゲーム等）
  - ③調理、栄養管理プログラム（調理、栄養講座等）
  - ④衛生管理プログラム（入浴、洗濯、歯磨き、掃除等）
  - ⑤金銭管理プログラム（小遣い帳、貯金計画）
  - ⑥社会資源活用プログラム（公共機関の利用、福祉サービス等）
  - ⑦就労支援プログラム（軽作業、就労に対する一般教養）
  - ⑧文化、芸能活動（創作活動、パソコン教室、携帯電話の使い方等）
  - ⑨その他行事等

# 就労継続支援B型事業所

## ◆ 就労継続支援B型事業所とは・・・

さまざまな理由により、就労が難しい障害者を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識および能力の向上に必要な訓練・支援を行います。

## ◆ 定員、利用期間について・・・

定員は、10名 です。利用期間の制限は特に有りません。

## ◆ 利用対象者について・・・

お住まいの市町村より、障害福祉サービスの『就労継続支援B型』の支給決定を受けている方。

※利用にあたっては、住所地の市町村福祉課に申請し、障害福祉サービス受給者証（就労継続支援B型）の交付を受ける必要があります。

**利用を希望される方は、まずはご相談ください。**

## ◆ 利用料について・・・

- ・ 障害者総合支援法上による利用者負担があります。
- ・ 食費、日用品、その他個人に係る費用は実費です。

## ◆ 作業の報酬について・・・

- ・ 個々人の作業の内容、仕事量、時間等を考慮し、別途定める規定に基づき、報酬を支払います。

## ◆ 作業プログラム・・・

- ①内職作業
- ②不破ノ関病院内の清掃業務等
  - 1) 食堂の清掃
  - 2) 洗濯場での業務
  - 3) 病院敷地内清掃作業
  - 4) 病院車の洗車
- ③農作業（畑の管理、野菜作り及び販売）
- ④施設清掃・ワックスがけ
- ⑤他事業所の体験・見学
- ⑥ハローワーク見学

# 宿泊型自立訓練事業所

## ◆宿泊型自立訓練事業所とは・・・

日中、一般就労や障害福祉サービス事業所等を利用の方に対し、居住等の設備を提供し、日常生活能力維持・向上の為の支援を行います。

## ◆定員について・・・

定員は、20名 です。

## ◆利用期間について・・・

標準利用期間は 2年間 です。 ※基準に該当する事由がある場合、3年間です。

## ◆利用対象者について・・・

お住まいの市町村より、障害福祉サービスの『宿泊型自立訓練』の支給決定を受けている方。

※利用にあたっては、住所地の市町村福祉課に申請し、障害福祉サービス受給者証(自立訓練【生活訓練】)の交付を受ける必要があります。

**利用を希望される方は、まずはご相談ください。**

## ◆利用料について・・・

- ・部屋代 月25,000円
- ・障害者総合支援法上による利用者負担があります。
- ・光熱費、食費、その他個人に掛かる費用は実費です。

## ◆設備・・・

- ・居室【一人部屋】※部屋には、ベット・エアコン・洗面台・クローゼットが備付けてあります。
- ・浴室 ・トイレ
- ・洗濯機・乾燥機 ※洗濯機 1回 50円 乾燥機 1回 100円
- ・娯楽室
- ・食堂
- ・相談指導室
- ・訓練作業室

# 利用までの主な流れ（宿泊型自立訓練の場合）

## 1. 利用相談

- 当事業所利用希望について、TELにてご相談ください。  
※まずは、通院（入院）している主治医やソーシャルワーカーや公的機関（福祉課、保健所など）の専門スタッフに相談し、連絡してもらうことをお勧めします。



## 2. 見学

- 当事業所スタッフが説明を行いながら、事業所全体について見学していただきます。当日は家族の方にも同行をお願いします。



## 3. 面談及び必要書類の提出

- 見学し気に入っていただければ、ご本人と面談し現在の状況や生活面などをお伺いします。また通院（入院）中の医療機関に面談の日までに、指定の必要書類に記入していただき提出して下さい。



## 4. 判定

- 面談時の情報や、提出していただいた資料を基に、スタッフ間で話し合います。その他にも、主治医やご家族の意見なども参考に、病状や生活面などを、主な判断基準とします。



## 5. 正式利用

- お住まいの市町村担当窓口で支給申請の手続きを行っていただきます。
- 支給決定し、受給者証が交付された後に利用契約を行ないます。



居室



食堂



作業室



洗濯機・乾燥機



浴室



娯楽室



相談指導室

## 医療法人清澄会

不破ノ関病院  
(デイケアセンター ウェルケア)

TEL<0584>22-0411  
FAX<0584>23-3876

指定障害福祉サービス事業所 ハートブリッジ

TEL<0584>22-4555  
FAX<0584>22-4779

グループホーム ハピネット

TEL<0584>22-2131



〒503-2121 岐阜県不破郡垂井町94番地-1

(JR垂井駅よりタクシーで約5分)